

## 三木市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新たな三木市男女共同参画プランを策定するため、三木市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新たな三木市男女共同参画プランを策定するため、必要な事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 関係行政機関の職員

3 市長は、委員に欠員が生じたときは、後任の委員を選任することができる。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定により選任された日から令和7年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。